

○児童福祉法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成一八・六・三法六三）本則三條（平成二九・四・一施行）

第六條の四（里親等）① この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養育里親によつて養親となることを希望するものその他これに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七條第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したところの他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第二十四條の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第六條 児童相談所長の採るべき措置 ① 柱書略

新三 改正により追加

三六（略、改正後の四一七）
七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること（改正後の八）

②（略）

第七條 都道府県の採るべき措置 ① 柱書略

一・二（略）
三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四（略）

⑥（略）

第八條 保護者の児童虐待等の場合の措置 ①③（略）

④ 家庭裁判所は、第一項第一号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認（次項において、措置に関する承認）というの申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必

要な資料の提出を求めることができる。

⑤（略）

第三條（一時保護）①⑤（略）

⑥ 改正により追加

第三條の二（一時保護中の児童の親等）① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに對し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

②（略）

第二章 事業、養育里親及び施設

第三條の九（養育里親名簿）都道府県知事は、第二十七條第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三條の二〇（養育里親の欠格事由）① 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一四（略）

② 都道府県知事は、養育里親又はその同居人が前項各号（同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならぬ。

第四條の三（親子関係再統合支援）乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。